（国際連携教育課程の編成）

第六十三条　国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

２　［略］

（共同開設科目）

第六十四条　国際連携学科を設ける専門職大学は、第九条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。

２　国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあっては二十三単位（夜間等三年制前期課程にあっては、十五単位）を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、第六十六条第一項の規定により当該専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

第六十五条　［略］

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第六十六条　［略］

２～４　［略］

５　前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る基幹教員数）

第六十七条　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第三十四条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。

第六十八条　［略］

（国際連携教育課程の編成）

第六十七条　国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

２　［同上］

（共同開設科目）

第六十八条　国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。

２　国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあっては二十三単位（夜間等三年制前期課程にあっては、十五単位）を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により当該専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

第六十九条　［同上］

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第七十条　［同上］

２～４　［同上］

５　前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第七十一条　国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

第七十二条　［同上］